

全腎協第 20-1005 号

2020 年 4 月 28 日

全腎協加盟組織 御中  
全腎協役員 各位

一般社団法人 全国腎臓病協議会  
会長 馬場 享

新型コロナウイルス感染症対策について  
【厚労省事務連絡のお知らせ】

新型コロナウイルスは、現在も全国に拡散し猛威を振るっています。厚生労働省発表で 4 月 26 日現在、感染者 13,385 名、死亡者 351 名となっています。

人工透析患者では 4 月 24 日現在、感染者 59 名、死亡者 4 名となっています（日本透析医会、日本透析医学会の新型コロナウイルス感染対策合同委員会発表）。

厚生労働省から▼透析患者やその家族が感染した場合の対応と、▼各都道府県と地域透析医療専門家等との連携対応について、2 通の事務連絡文書が出されています。下記にその概要をお知らせしますので、添付する 2 通の事務連絡とあわせご確認ください。

▼透析患者が感染した場合の対応について

4 月 2 日付の事務連絡文書「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」では、新型コロナウイルスの感染者で以下の対象者は医療機関に入院することとなっています。

- ① 高齢者
- ② 基礎疾患がある者（糖尿病、心疾患又は呼吸器疾患を有する者、透析加療中の者等）
- ③ 免疫抑制状態にある者（免疫抑制剤や抗がん剤を用いている者）
- ④ 妊娠している者

つまりテレビ、新聞等では、新型コロナウイルスに感染した場合にはその病状により医療機関への入院、ホテル等施設での宿泊療養、自宅療養とされていますが、人工透析患者および移植者が新型コロナウイルスに感染した場合には、指定された医療機関に入院となります。また、透析患者等と同居する方が感染した場合においても、透析患者等は入院の対象とされます。

▼各都道府県と地域透析医療専門家等との連携対応について

4月14日付厚生労働省からの事務連絡文書「新型コロナウイルス感染症に対応したがん患者・透析患者・障害児者・妊産婦・小児に係る医療提供体制について」では、各都道府県に対し、地元地域の透析専門家等と連携し、透析治療を行うことができる新型コロナウイルス感染症の入院患者、重症患者受入医療機関の設定を行うなど病床の確保に努めるよう求めています。

つきましては、各県加盟組織におかれましても、地元透析医会や都道府県担当課と連携し、地元で新型コロナウイルスに透析患者が感染した場合の対応及び受け入れ医療機関等について情報収集に努めてくださいますようお願い申し上げます。あわせて、加盟組織からも組織内の会員等への情報発信をお願いいたします。

全腎協でも新型コロナウイルス感染対策の情報収集に努めていますが、ご協力の程、お願い申し上げます。

全腎協からの度重なるお願いですが改めてご確認ください。

新型コロナウイルス感染対策への取り組みが長期化してきましたが、油断することなく、引き続き対策にお取り組みくださいますようお願いいたします。

- 不要不急の外出は控えてください。特に、ゴールデンウィークの帰省や長距離の旅行などの移動は控えてください。
- 丁寧な手洗いと消毒、うがいをお願いします。
- 通院や外出時は必ずマスクの着用をお願いします。
- 患者会等で行う集会・イベント等は中止・延期する等、密閉・密集・密接の場は避けてください。

感染を防ぐことで、私たち自身の命を守ること、透析をしている仲間の命を守ること、家族の命を守ること、私たちの治療に日々ご尽力いただいている医療従事者、介護従事者の命を守ることに繋がります。

「一人じゃない。仲間と一緒に、助け合い」これからも一人一人が笑顔で暮らせるよう全国の仲間と共に感染予防に取り組んで行きましょう。